

平成28年10月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うち屋外式(RF式)ガスふろがま(LPガス用)1件、
石油温風暖房機(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
(うち電気洗濯乾燥機1件、電気冷蔵庫1件、
バッテリー(リチウムイオン、LEDヘッドライト用)1件、
自転車1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 2件
(うち電気衣類乾燥機1件、ポータブルトイレ(幼児用)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、平野、清重

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201600404	平成28年10月16日	平成28年10月24日	屋外式(RF式)ガス ふろがま(LPガス 用)	GF-200D	株式会社長府製作所	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長崎県	平成28年10月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201600405	平成28年10月17日	平成28年10月24日	石油温風暖房機 (開放式)	FH-322DXR	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	群馬県	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201600406	平成28年10月15日	平成28年10月25日	電気洗濯乾燥機	AW-70VB	東芝家電製造株式会社(現 東芝ライフスタイル株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	平成28年10月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201600408	平成28年10月17日	平成28年10月25日	電気冷蔵庫	ER-V38ME-H	株式会社富士通ゼネラル	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	静岡県	
A201600409	平成28年10月12日	平成28年10月25日	バッテリー(リチウムイオン、LEDヘッドライト用)	18650	株式会社エムオー ティーコーポレーション (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岐阜県	平成28年10月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201600410	平成28年8月4日	平成28年10月26日	自転車	PALETTE	株式会社アキボウ (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品のフロントフォークが破断し、転倒、右腕を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年10月17日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201600403	平成28年9月26日	平成28年10月24日	電気衣類乾燥機	火災	当該製品を延長コードに接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から25年以上経過した製品事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年10月17日
A201600407	平成28年10月10日	平成28年10月25日	ポータブルトイレ(幼児用)	重傷1名	当該製品を床に設置し、その後、当該製品を移動したところ、保護者が当該製品が設置されていた床面で転倒し、左足指を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電気洗濯乾燥機（管理番号：A201600406）



電気冷蔵庫（管理番号：A201600408）



バッテリー（リチウムイオン、LED ヘッドライト用）（管理番号：A201600409）



自転車（管理番号：A201600410）

